入札・契約制度の改正について

(1) 低入札価格調査制度の対象工事の拡大について

低入札価格調査制度は、入札不正行為の防止に資するとともに、本市にとってより有利な契約の締結を図るために活用しており、今般、同制度を更に活用するため、最低制限価格を下回る入札が多くみられる、予定価格1億円以上の土木一式工事及び管工事を、新たに対象に加えるものです。

なお、低入札価格調査においては、適正な施工の確保を徹底するため、国から示された指針に 列挙された事項等について適切に調査をする必要がありますが、着眼点の整理を進め、より効率 的に取り組みます。

<見直し内容>

改正後	現行
・予定価格1億5,000万円以上の工事・予定価格1億円以上1億5,000万円未満の 土木一式工事及び管工事	・予定価格 1 億5,000万円以上の工事

(参考) 平成31年度(令和元年度)及び令和2年度における最低制限価格を下回った入札の割合 (予定価格1億円以上1億5,000万円未満の工事) 土木一式工事:42.9% 管工事:39.0%

(2) 市内事業者の保護、負担軽減と受注機会の増大について

① 部分払金の確認について

公共工事に従事する技能労働者の処遇改善に向けた環境整備として、国から示された指針において、低入札価格調査の基準価格を下回る価格で落札した者と契約を締結する場合は、下請業者に対する公正、かつ、透明な請負代金の支払の確認に努めることとされており、今般、低入札価格調査制度の対象となった工事について、部分払金が下請負人に確実に支払われていることを確認することとするものです。

<見直し内容>

改正後	現行
低入札価格調査制度の対象となった工事について、部 分払金が下請負人に確実に支払われていることを確認	(取組なし)

(参考) 令和2年度の低入札価格調査制度対象案件((1)により対象となるものを含む。) 10件

② 前払金の支払の対象となる工事の拡大について

建設業者が公共工事を円滑に施工することができるよう、資金調達の円滑化のための取組として、前払金制度の更なる活用が求められており、今般、前払金の支払の対象となる工事を、競争入札の対象となる予定価格130万円の工事にまで拡大するものです。

また、これまで、緊急工事については、契約金額の確定が工期末に近接することが多く、事 実上、前払金の支払の対象外となっていましたが、国における運用にならい、暫定契約書の活 用により、契約金額の確定前であっても、前払金を支払うことができるように取り組みます。

<見直し内容>

改正後	現行
予定価格130万円以上の工事	契約金額200万円以上の工事

(参考) 令和2年度における設計金額130万円以上契約金額200万円未満の件数 20件

③ 低入札価格調査制度対象型における入札参加者の見直しについて

市内事業者の受注機会の拡大を図り、市内事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、次のとおり、入札参加者の見直しを図ります。なお、下表は、概要を記載しています。

<見直し内容>

改正後	現行
予定価格にかかわらず、特別な施工実績 及び施工能力(技術的能力)が不要な工事 は、原則として市内業者を対象として発注	(1)又は(2)に該当する工事は、原則として市内業者を対象として発注(1) 土木工事1.5億円以上2億円未満(2) 建築工事1.5億円以上4億円未満(建築物改修工事については、1.5億円以上)
予定価格にかかわらず、特別な施工実績 又は施工能力(技術的能力)が必要な工事 は、その他業者(市外業者)までを対象とし て発注し、総合評価方式を活用	(1)、(2)又は(3)に該当する工事は、その他業者(市外業者)までを対象として発注(1) 土木工事 2億円以上(2) 建築工事(建築物改修工事を除く。)

4億円以上(3) その他工事1.5億円以上